

2023年2月28日

金融機関におけるAPI接続チェックリストに関する連絡会 議事要旨

公益財団法人 金融情報システムセンター

1. 開催日時

2023年1月26日(木) 15:00~16:50 (WebexによるWeb会議形式)

2. 委員・オブザーバー(敬称略・順不同)

	氏名	所属・役職
座長	稲垣 光隆	FISC 理事長
委員	川崎 悠一朗	株式会社三菱UFJ銀行 デジタルサービス企画部 DX室 新事業グループ 次長
	長嶋 明大	株式会社千葉銀行 営業企画部 副部長
	平出 友仁	株式会社栃木銀行 事務システム部 副部長
	山崎 篤志	一般社団法人全国信用金庫協会 業務推進部 次長
	中川 晃一	住信SBIネット銀行株式会社 リテール事業部長
	瀧 俊雄 (欠席)	株式会社マネーフォワード 執行役員 CoPA、Fintech 研究所長
	廣瀬 明倫 (代理出席)	株式会社マネーフォワード パブリック・アフェアーズ室
	茂岩 祐樹	freee株式会社 CISO
	岡部 毅	弥生株式会社 マーケティング本部 事業企画部 調査企画課 担当マネージャー
	Mark Makdad	マネーツリー株式会社 取締役 CPO
	村上 隆	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 金融イノベーション本部 グローバルカスタマーサクセス室 ビジネス創発担当 シニア・スペシャリスト
	正木 達也	日本アイ・ビー・エム株式会社 金融ビジネス・ソリューションズ アドバイザリー・アーキテクト
河合 剛	富士通株式会社 ビジネスアシュアランス統括部 マネージャー	
齋藤 祐一郎	アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社 スタートアップ事業本部 技術統括部 ソリューションアーキテクト	

	氏名	所属・役職
オブザーバー	栗田 亮	金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 電子決済等代行業室 総括補佐
	山田 靖昭 (欠席)	金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 IT・サイバーモニタリングチーム 特別検査官
	中井 大輔	日本銀行 金融機構局 考査企画課 システム・業務継続グループ長
	鳩貝 淳一郎	日本銀行 決済機構局 決済システム課 フィンテックグループ長

■事務局 (FISC)

照内 太郎 (常務理事)、泉 晋 (企画部長)、柴田 晃宏 (企画部総括主任研究員)、
高橋 玄一郎 (企画部主任研究員)、今田 千香子 (企画部研究員)、檜塚 望 (企画部研究員)、
伊藤 奈津美 (企画部研究員)、古池 智 (企画部研究員)

3. 議事内容

議事次第に沿って、最初に、デジタル庁 ソリューションアーキテクト 大久保 光伸 氏より、【資料 3】に基づき、「オープン API をめぐるわが国の現状と展望」と題する基調報告が行われた。次に、事務局より、【資料 4】に基づき、API 接続チェックリスト見直し要否の対応方針について報告を行い、今年度の「金融機関における API 接続チェックリストに関する連絡会」(以下「連絡会」という)において、チェックリストの見直しを不要とする方針につき、全委員より同意を得た(後段 4. 参照)。また、事務局から、【資料 5】に基づき、昨年度の連絡会において継続検討事項とされたインシデント情報の収集や更新系 API のユースケース等に関する動向調査の中間報告を行った。

以上を踏まえ、その後、【資料 6】及び【資料 7】に基づき、「API 接続チェックリストの見直しの要否」のほか、複数のテーマについて、フリーディスカッションを行った(後段 5. 参照)。【資料 6】の項番 2 は、チェックリストの見直し要否に関わるものではないが、委員からの意見を、参考意見として事務局において取りまとめたものである。

4. 見直し要否に関する検討結果

結論：チェックリストの見直しを行わない

【資料 4】に基づき報告した事務局対応方針に対し、委員から異論はなく、今年度の連絡会において、チェックリストの見直しは行わないこととした。

5. フリーディスカッション

(1) API 接続チェックリストの見直しの要否

① チェックリストの機能性向上等に向けた視点やアイデア

- ・ チェックリストについては、周知のとおり、金融機関によって異なるケースがあり、後発の電子決済等代行業者(以下「電代業者」という)から、「負担が大きい」との声が依然として聞かれる。

API 接続をめぐる事務合理化の一環として、SOC2 (Service Organization Control Type 2) などの第三者認証をもって代替できるとベターと考える。こうした事務負担の軽減には、スタートアップの新規参入コストを抑える効果が期待され、ビジネス機会の創出にも資するとみている。2019 年に開催された連絡会において、第三者認証の利活用に関する議論がなされた経緯も踏まえ、改めて意見を提示した。

- ・ 金融機関ごとにチェックリストが異なる結果として、事務負担が大きくなっている状況を、何とか緩和できないものか——かかる課題認識のもと、電子決済等代行業者協会では、FISC の API 接続チェックリストをベンチマークとする AUP (Agreed Upon Procedures) を導入し、これを有効活用している。一電代業者の本音を申し上げますと、金融機関には、これをできる限り統一的に用いてほしいと考えている。もっとも、金融機関側に、独自のセキュリティポリシーのもと、異なる基準やチェック項目が個々に存在しうることは承知している。これらの重要性を踏まえ、いわゆる「FISC 項目か」「それ以外の独自項目か」との目線から、AUP に寄せられるものはこれを利用し、それ以外のは金融機関がチェックする、との分業的アプローチが、積極的に模索・検討されることを希望する。
- ・ 金融機関の独自項目が、電代業者の負担の一因になっていることを認識している。本日の連絡会、あるいは別の会合などを通じて、金融機関や電代業者の相互理解が深まることから見出せる「効率化余地」は、きっとあるはずである。そうだとすれば、電代業者の負担の軽減に向けて、金融機関は、できる工夫に能動的に取り組むべきだろう。例えば、FISC の API 接続チェックリストにはない独自項目、すなわち、「雛形」から外れる部分をマーキングして、識別を図りやすくする、これを考慮して項目の構成や順番を見直すなど、手近な改善の積み重ねも大事なステップと捉えている。
- ・ FISC の API 接続チェックリストには、「ボトムラインの提供」という役割があると理解している。このため、金融機関は、自社のセキュリティポリシーなどに基づき、独自項目を追加するのであるが、この追加部分が電代業者の負担の一因になっているのであれば、1 つのソリューションとして、当該チェックリストに「オプション枠」を新設し、そこに追加部分を可能な範囲で取り入れることが考えられる。同チェックリストに雛形枠とオプション枠を併記することで、「セキュリティ等に関する確認を効率的に行うためのコミュニケーションツール」としての有用性が一段と見込めるのであれば、検討の余地があるだろう。
- ・ FISC の API 接続チェックリストが検討・策定された当時を振り返ると、関係者が歩み寄って、残すべき情報や削るべき情報の取捨選択などを行った経緯がある。異なる立場やニーズを考慮し、妥結点を見出す難しい作業であったが、結果として、当該チェックリストをベースとする運用が普及・定着している。他方、その後の時間経過の中で、予想された、あるいは、新たに見えてきた課題も出てきているようだ。「負担」「効率化余地」「オプション枠」など、複数のキーワードが聞かれるところ、改めて、同チェックリストの機能性向上に向けた議論があってもよいと思われる。

② 更新系 API をめぐる情勢を考慮した議論の必要性

- ・ 基調報告の中で、更新系 API に対する今後の期待感が示された。FISC 「令和四年度金融機関ア

ンケート調査結果」によると、オープン API を通じたサービス提供状況のうち、更新系では、個人向け・法人向けともに、「提供中」と回答した先の割合が引き続き伸び悩んでおり、この傾向自体は実感に見合っている。一方、ミクロの企業行動に視点を向けると、金融機関・事業者の双方において、「更新系 API を活用したい」とする声が、徐々にではあるが増えている。更新系 API には、同一名義人の振替、第三者向けの振込など複数のパターンが存在し、従来は前者が多かったものの、最近では、後者に対するニーズも聞かれるようになってきた。その際の課題が、「振込指示と認証・AML (Anti-Money Laundering)」に係る考え方や管理対応目線のバラツキである。すなわち、金融機関側の当該目線等が不統一であればあるほど、これに応じる電代業者側の負担が重くなる。更新系 API に対するビジネスニーズの高まりなどを見据え、チェックリストの来年度での見直しを含めた議論を、そろそろ始めた方がよいのではないかと考えている。

- ・ その種のバラツキは、「共通化」の視点から改善を図ることが可能であり、FISC の API 接続チェックリストはプラットフォームとして有用である。かかる認識のもと、妥当な現実解を探るべく、まずは金融機関や電代業者など、関係者どうしのフラットな議論の場が設けられるとよいだろう。
- ・ そうした「共通化」を目指す際、保守的な対応として、「最も高い管理水準」とならざるを得ないのは金融機関側の対応として仕方のない部分もある。上記のような更新系 API をめぐる課題は、これからしっかりと議論が行われるべきものであり、実務的な視点やフィージビリティを丁寧に踏まえながら、関係者どうし、協力・連携を図ることが重要である。
- ・ 関係者どうしが、更新系 API に関するセキュリティ面のチェックの在り方などを、共に議論する方向性に賛同する。FISC の API 接続チェックリストは、態勢面の点検などに有効とみているが、この議論においては、根本的な技術論、これを踏まえた金融機関側の実装をも射程に入れた検討目線が欠かせない。これにより、電代業者の取組内容も大きく変わりうる。かかる観点を踏まえ、関係者が、しっかりと段階を踏んで取り組む姿勢が肝要である。例えば、数年前に開催された「オープン API のあり方に関する検討会」(事務局：全国銀行協会) のような場で議論・検討を深め、そのうえで、連絡会において、チェックリスト見直し要否の審議を行う、とのアプローチがイメージされる。
- ・ FISC の API 接続チェックリストは、参照系 API を念頭に策定されたものと理解しており、更新系 API に対するニーズや期待感の高まりといったモメンタムを背景に、上記のような意見が示されることは自然な流れである。チェックリスト見直し要否との関係において重視されるべき検討の切り口は、「更新系 API のユースケースの洗い出しと類型化」と思われる。別途、議論を行うにしても、具体性を伴った形で進めることが肝要である。

(2) その他のテーマ

① わが国オープン API に関する振り返り

- ・ わが国においてオープン API の議論が本格化してから 7~8 年が経過した。当初の頃を振り返ると、金融機関と電代業者の間には、さまざまな理解の溝があったように思われる。他方、API 接続契約に至る過程や、その後の金融機関によるモニタリング、協業関係の進展などを通じて、相互理解が着実に深まってきたと実感している。金融機関側が重視している「リスク管理」の考え

方についても、気づきを得ることで、電代業者としてなすべきことへの理解が進んだ。この連絡会も、「当初は利害関係がぶつかる場だった」と、当時の関係者から聞いている一方、本日の議論からうかがわれるように、現在は、課題等について、ざっくばらんに話し合える状況にある。これは大変有益なことである。

- ・ 電代業者に行員を派遣したことがある金融機関として、双方向のコミュニケーションの重要性を感じている。協業関係のもと、プロダクトの開発のスピード感やセキュリティ対策の充実など、電代業者の現場感覚、実際の取組みから学ぶことは多い。こうした経験知の積み重ねが、相互理解の深化につながっている。

② 更新系 API におけるサービスレベルやリスクの捉え方

- ・ 金融機関は、顧客に提供するサービスの水準を維持するうえで、さまざまな管理・対策を講じている。こうしたもとの、更新系 API について、金融機関側が維持したいと考えているサービスや管理の水準を、電代業者側に、どこまで求めるべきなのか——このあたりは、経営資源の観点も踏まえ、フィージビリティを吟味する必要があると思われるところ、「どの程度のレベル感を目指せばよいのか」という一定の目線なり、おおよその基準があると、実務的に折り合いをつけやすくなる。例えば、SLA (Service Level Agreement) におけるダウンタイムの許容時間の設け方、システム障害の復旧時間と重大性・影響性に関する整理の仕方、夜間のシステム障害を想定した場合の日中業務による代替の可能性や在り方、など。こうした目安を形作ることができれば、AUP を含む現在のチェックリストや、これに基づく運用を、大きく見直す必要はないかもしれない。
- ・ リスク管理・対策における「目指すべきレベル感」を、関係者が互いに連携し、形作る視点に共感する。事務局報告のとおり、更新系 API の管理等の負担感は、参照系 API と比べ、格段に大きい。他方で、更新系 API に対するビジネスニーズは確実にある。この難しい状況を何とか克服すべく、電代業者の立場から、そうした議論にも是非協力したい。

③ 更新系 API のリスク管理に関する課題認識

- ・ 更新系 API の諸機能のうち、「振込」を想定した場合、例えば「振込人・依頼人の特定、把握」といった事務が生じる。いわゆる AML、KYC (Know Your Customer) が絡む管理・対策項目として、金融機関・電代業者の責任や役割などを、明示的に整理する必要があるだろう。現時点において、双方間で、これに関するコンセンサスは得られていないものと認識している。なお、私見ではあるが、金融機関は、この「振込」について、犯罪収益移転防止法上の本人確認などの義務を負う立場にあると理解している。「電子決済等代行業」との名称が示唆するとおり、電代業者は、金融機関との API 接続を介して、振込の代行業務を担うものの、当該金融機関の口座を保有する顧客と、同金融機関との関係において、振込に係る前述の本人確認義務などを果たす責任主体は、更新系 API の利用の有無にかかわらず、金融機関とみている。
- ・ AML が絡む、責任分界的な整理を、この場で行うことは難しいと思われる一方、更新系 API をめぐるポイントの 1 つとして、関係者どうし、しっかりと議論していく必要がある。
- ・ 別途、会合が設けられるのであれば、こうした KYC に関する議論も、必要に応じ、本日の委員意見を受けた形で継続することが考えられる。

- ・ 金融機関の立場として、電代業者との協業関係は、アプリの企画・開発をはじめ、一段と進展していくものとみている。合理化策の一環として店舗の縮小が見込まれるもと、将来的に、電代業者による銀行サービスの代替化が相応に進む可能性も考慮すると、上記のような課題のほか、包含的な視点から、オペレーショナル・レジリエンス¹を考慮した、利用者目線に基づく管理の在り方についても、議論を深めることが有用と考える。

④ 連鎖接続について

- ・ FISC の API 接続チェックリストの策定過程においては、「連鎖接続」も論点の 1 つとして議論され、安全性の観点から確認項目に盛り込まれた。他方、事務局報告にあった、データビジネス活性化と API エコシステムの形成・充実の関係を、今後、問うていく方向が望ましいとすれば、チェックリスト見直し要否に関する議論の一環として、改めて、「連鎖接続」についても、ユースケースを手掛かりに議論を深めていくことが考えられる。

6. 継続検討事項

各委員よりいただいた意見を踏まえ、以下の項目を中心に、引き続き、事務局として、業界動向の調査等に取り組んでいくこととなった。

- ・ 更新系 API のユースケース等の調査
- ・ 連鎖接続先のユースケース等の調査
- ・ オープン API に関するインシデント情報の収集

以上

¹ 未然防止策を尽くしてもなお、業務中断が生じることを前提に、利用者目線で早期復旧・影響範囲の軽減を確保する枠組みとして国際的に議論されている（金融庁（2022）『『オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方』（案）概要』を参照（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221216.html>））。